

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

法人や、個人で事業を営んでいる方（例：工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸付している方）が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象となります。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、鉱業権・漁業権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車、または軽自動車税の課税対象となっている軽自動車等は、固定資産税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。

2 資産の種類と主な償却資産

資産の種類	課税対象となる資産		
1 構築物	舗装路面、テント倉庫、ビニールハウス、屋外広告塔、擁壁、フェンス、ブロック塀、門、屋外配管、緑化施設、独立煙突、庭園、屋外排水溝、外灯、カーポート、自転車置場、外構工事、その他		
2 機械及び装置	各種製造設備、クリーニング設備、機械式駐車設備、印刷設備、太陽光発電設備、ブルドーザーなどの自走式作業用機械装置（分類番号0、00～09及び000～099ナンバーの大型特殊自動車）、その他		
機械及び装置	[例] <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">北九州 09 あ 12-0△</td> <td style="text-align: center;">← 分類番号</td> </tr> </table>	北九州 09 あ 12-0△	← 分類番号
北九州 09 あ 12-0△	← 分類番号		
建物附属設備 （建物附属設備は「機械及び装置」で申告してください。）	受変電設備、簡易間仕切り、屋外給排水設備、その他 ※賃借人（テナント入居者）が施工した内装、給排水設備、電気設備などについては、21頁をご参照ください。		
3 船舶	漁船、遊漁船、客船、貨物船、工作船、遊覧船、ボート、その他		
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、その他		
5 車両及び運搬具	フォークリフトなどの構内運搬車輛（分類番号 9、90～99 及び 900～999 ナンバーの大型特殊自動車）、その他 <u>（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。）</u> ※大型特殊自動車については16頁をご参照ください。		
6 工具、器具及び備品	応接セット等の家具、陳列ケース、電気冷蔵庫、室内装飾品、厨房用品、じゅうたん、カーテン、テレビ、ルームエアコン、カラオケなどの音響機器、パソコン、ファックス、レジスター、その他		

3 業種ごとの主な償却資産

各資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）をご参照ください。

業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 資 産
共 通	門、塀、庭園、舗装路面、受変電設備、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、レジスター、応接セット、自動販売機、広告看板、ネオンサイン、焼却炉、複写機、パソコン、LAN設備、POSシステム、屋外給排水設備、その他
不動産貸付業	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備、中央監視制御装置、その他 ※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含まれない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。
駐 車 場 業	機械式駐車設備、オートロック式駐車設備、受変電設備、ターンテーブル、舗装路面、発券機、料金精算機、ブロック塀、コンクリート塀、フェンス、その他
接 客 業	カラオケ、ステレオ、ガスレンジ、電子レンジ、じゅうたん、電話設備、洗濯機、自動食器洗浄機、製氷機、放送機器、応接セット、その他
娯 楽 業	パチンコ器、パチスロ器、自動玉貸機、自動玉磨機、両替機、島工事、ゲームマシン、受変電設備、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ポイラー、ビニール梱包装置、その他
理 美 容 業	理美容椅子、洗髪設備、消毒殺菌設備、ドライヤー、サインポール、その他
医 科 歯 科 業	万能手術台、心電図、電気血圧計、脳波測定器、レントゲン装置、耳鼻科・歯科用ユニット、医療ガス設備、その他

※ 耐用年数の改正について（平成20年度税制改正関係）

平成21年度分固定資産税（償却資産）から適用となっています。

新しい耐用年数は取得時に遡って適用されず、平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになりますので、企業独自の電算で申告を作成されている場合は、ご注意ください。